

入札公告（電子入札）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

平成25年1月22日

茨城県知事 橋本 昌

1 担当部局

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部都市局下水道課

担当 秋山，長嶋（流域担当） 電話 029-301-4684

和田（庶務担当） 電話 029-301-4674

2 入札対象工事

- (1) 工事名 24国補湖流下第24-09-055-Z-002号
合流改善施設土木工事
- (2) 工事場所 茨城県土浦市湖北地内
- (3) 工事概要 管渠工事
- ・流入渠工事 刃口推進工 ヒューム管φ1,650 L=9.1m
開削工 FRPMφ1,650 L=18m FRPMφ1,200 L=68.7m 1式
 - ・送水管工事 泥濃式推進工（鋼製さや管推進工）
鋼管φ1,350(DCIPφ800) L=8.8m
開削工 DCIPφ800 L=7.3m DCIPφ1,000 L=3.7m 1式
- 沈砂池改造工事
- ・沈砂池改造工事 コンクリート工 V=114m³ 1式
- (4) 工期 平成26年3月15日限り
- (5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（簡易型）の工事である。

3 競争参加資格

この工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 構成員の出資比率の下限は30%以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (3) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (4) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。

ア 令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

イ 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可決定後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）

エ 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

カ 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。

キ 契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

ク その他の資格要件

配置予定の監理（主任）技術者を当該工事に配置できないときは、入札参加資格を認めないこと、入札無効とすること及び契約解除を行うこと。

(5) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。

ア 平成23・24年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の格付けが「S」の者であること。

イ 平成14年4月1日から平成24年3月31日以内に国内において国、地方公共団体、日本下水道事業団等が発注した同種又は類似工事について、元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

① 同種工事とは、流域下水道又は公共下水道の管渠（推進）工事の口径1,350mm以上の推進工事とする。

② 類似工事とは、流域下水道又は公共下水道の管渠（推進）工事の中大口径（口径800mm以上1,350mm未満）の推進工事とする。

ウ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 平成14年4月1日から平成24年3月31日以内に国内において国、地方公共団体、日本下水道事業団等が発注した同種又は類似工事を、主任（監理）技術者、現場代理人又は担当技術者として施工した経験（元請として施工したのものに限る。）を有する者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比

率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがCORINSにより確認できる者のみとする。

- ④ 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
- ⑤ 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数(3人まで)の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料及び配置予定技術者評価資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。
- ⑥ 入札参加資格確認申請時に、建設業法に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- ⑦ 現在配置されている主任(監理)技術者にあつては、本契約時に専任で配置できること。

エ 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

(6) 代表構成員以外の構成員は、次の基準を満たす者であること。

ア 平成23・24年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の格付けが「S」又は「A」の者であること。

イ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ③ 競争参加資格確認申請のあった日において引き続き3月以上の雇用関係がある者であること。競争参加資格確認申請に当たっては、健康保険被保険者証その他3月以上の雇用関係があることを証する書類の写しを提出すること。
- ④ 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数(3人まで)の者を配置予定技術者とすることができる。
- ⑤ 入札参加資格確認申請時に、建設業法に規定する営業所の専任技術者でないこと。
- ⑥ 現在配置されている主任(監理)技術者にあつては、本契約時に専任で配置できること。

ウ 霞ヶ浦湖北流域下水道関連市町(土浦市、石岡市、かすみがうら市、小美玉市、阿見町)内に、建設業法に基づく主たる営業所(本店)があること。

4 技術資料の提出、入札及び届出の方法

この工事は、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行う工事である。

電子入札システムURL：<http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/index.html>

なお、電子入札システムによりがたいものは、担当部局の承諾を得て紙入札方式に

替えるものとする。

- (1) 入札に際し、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。
- (2) 提出する書類
 - ア 技術資料の提出について（様式第1-1号）
 - イ 評価点算定資料一覧表（様式第1-2号）
 - ウ 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）
 - エ 施工実績評価資料（様式第3号）
 - オ 配置予定技術者評価資料（様式第4号）
 - カ 施工計画（様式第5号）
 - キ 災害時地域貢献実績評価資料（災害協定締結）（様式第6-1号）
 - ク 災害時地域貢献実績評価資料（災害活動実績）（様式第6-2号）
 - ケ 地域活動実績評価資料（様式第7号）
 - コ 新規雇用計画書（様式第14-1号）
- (3) 提出した技術資料の変更は認めない。
- (4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

5 入札説明書の閲覧期間及び場所

(1) 茨城県公共工事入札予定情報

- ア 期間 平成25年1月22日～平成25年3月12日
- イ URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/index.html>

(2) 公共事業情報センター

- ア 期間 平成25年1月22日～平成25年3月12日（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
いずれも9時から16時まで（正午から13時までを除く。）
- イ 場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階

6 競争参加資格の確認等

- (1) この工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）、3（5）ウ④及び3（6）イ③に規定する書類の写し並びに技術資料を次により提出しなければならない。
 - ア 申請書等の受領期限・提出先
 - ・ 電子入札システム
平成25年2月4日～平成25年2月6日必着
 - ・ 郵送
受領期間は、平成25年2月6日まで必着
（申請書及び資料の一部又は全部について、郵送する場合の手続きについては入札説明書による。）

- ・ 提出先 1の担当部局に同じ
 - イ 申請書、資料等の作成説明会は実施しない。
- (2) (1)のほか、下記ウに掲げる書類を郵送により提出しなければならない。
- ア 受付日時
受領期限は、平成25年2月6日までに必着
 - イ 提出先 1の担当部局に同じ。
 - ウ 提出書類
建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）及び特定建設工事共同企業体協定書各3部、技術者の監理技術者等の資格者証1部並びに返送用封筒1通
- (3) 郵送の手続きについては、入札説明書による。
- (4) 申請書及び資料等の詳細については、入札説明書による。
- (5) 申請書及び資料等の作成説明会は実施しない。
- (6) 競争参加資格の確認は、申請書の提出期限日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（休日を除く。）に回答する。
- (7) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(6)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に土木部都市局下水道課長に書面（様式は別に定める。）により行わなければならない。
- (8) 受領期限までに申請書及び資料等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。

7 競争入札執行（開札）の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年3月13日（水） 14時から
- (2) 場所 茨城県庁舎行政棟1階 入札室1
価格と技術力とを総合的に評価した結果、落札者となるべき者が二者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

8 予定価格

- ・ 619,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 入札手続等

- (1) 入札書の受付日時
 - ア 電子入札システム
・ 平成25年3月8日～平成25年3月12日（休日を除く。）必着
 - イ 郵送
・ 受領期間は、平成25年3月12日まで必着
・ 入札書を郵送する場合の手続きについては、入札説明書による。
 - ウ 提出先 1の担当部局に同じ

- (2) 入札保証金 免除する。
- (3) 契約保証金 納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 調査基準価格 設定する。
- (5) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 入札の執行の中断、延期、取り止め等
入札参加者が1者のときは、この入札の執行を取り止める。
- (7) 落札者の決定方法
次の各要件に該当する者のうち、技術資料を評価した評価点に標準点を加えた技術評価点を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
イ 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
ウ 施工計画（様式第5号）の評価が不可でないこと。
エ 工事成績評定の評価点が0点未満でないこと。
オ 入札価格が低入札調査基準価格を下回った者は、次の要件を満たしていること。
① 直接工事費は、設計金額の75%以上であること。
② 共通仮設費（積上分+率計上分）は、設計金額の70%以上であること。
③ 現場管理費は、設計金額の70%以上であること。
④ 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の30%以上であること。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、ア、イ、ウ、エ及びオの要件を満たして入札をした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする可能性がある。
- (8) 入札結果は、落札者決定後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより連絡する。郵便により入札した者には、電話又はファクシミリにより連絡する。
- (9) 契約書の要否
要

10 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

3（4）イに掲げる一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については、会社更生法に基づく更生開始の決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定した者に限る。）も6により申請書及び資料等を提出することができる。ただし、本競争入札に参加するためには、入札執行（開札）日の前日までに当該資格の

認定を受けていなければならない。

11 その他

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (3) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止措置を受けることとなった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。
- (4) 関連情報を入手するための窓口は、1に同じ
- (5) 詳細については、入札説明書による。
- (6) 低入札価格調査制度実施運営要領第2条に規定する調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結する場合は、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業。
- ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業。
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業。